

大阪市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和8年2月8日執行予定の大阪市長選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定める。

令和8年1月19日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

被登録資格の決定の基準となる日 令和8年1月24日

ただし、年齢は選挙の期日により算定する。

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（令和8年1月19日揭示済）